

北上市情報管理運用規則の一部を改正する規則

北上市情報管理運用規則（平成17年北上市規則第76号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 個人情報等の取扱い（第18条－<u>第24条</u>）</p> <p>第5章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、北上市情報公開条例（平成17年北上市条例第14号。以下「情報公開条例」という。）<u>及び北上市個人情報保護条例（平成17年北上市条例第15号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に規定する情報の管理及び運用並びに市政における情報通信技術及び情報の活用に関する施策（以下「情報化施策」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>情報公開条例第2条第3号及び個人情報保護条例第2条第1号</u>に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 個人情報等の取扱い（第18条－<u>第24条の2</u>）</p> <p>第5章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）</u>、北上市議会個人情報保護条例（令和4年北上市条例第42号。以下「議会条例」という。）<u>及び北上市情報公開条例（平成17年北上市条例第14号</u>。以下「情報公開条例」という。）に規定する情報の管理及び運用並びに市政における情報通信技術及び情報の活用に関する施策（以下「情報化施策」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>情報公開条例第2条第3号</u>に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> |

(4) 個人情報 個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。

(6) 個人情報ファイル 個人情報保護条例第2条第6号に規定する個人情報ファイルをいう。

(7)～(15) [略]

(実施機関の責務)

第3条 [略]

2 実施機関は、個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の侵害の防止に万全を期さなければならない。

3・4 [略]

(情報セキュリティ責任者の職務)

第10条 情報セキュリティ責任者は、所管する部局内における次に掲げる事務を行う。

(1) [略]

(2) 個人情報保護条例に規定する次の事務

ア・イ [略]

(3) 情報セキュリティ対策に関する次の事務

ア [略]

イ セキュリティの侵害が発生した場合又はその恐れがある場合における措置の実施

(行政文書の管理に関する統一的な基準)

第13条 情報公開条例第24条第3項に規定する行政文書の管理

(4) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(6) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。

(7)～(15) [略]

(実施機関の責務)

第3条 [略]

2 実施機関は、法に基づき、個人の権利利益の侵害の防止に万全を期さなければならない。

3・4 [略]

(情報セキュリティ責任者の職務)

第10条 情報セキュリティ責任者は、所管する部局内における次に掲げる事務を行う。

(1) [略]

(2) 法に規定する次の事務

ア・イ [略]

(3) 情報セキュリティ対策に関する次の事務

ア [略]

イ セキュリティの侵害が発生した場合又はそのおそれがある場合における措置の実施

(行政文書の管理に関する統一的な基準)

第13条 情報公開条例第24条第3項に規定する行政文書の管理

に関する統一的な基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 第2号の規定にかかわらず、同号に規定する保存期間の満了する日後においても、次に掲げる行政文書については、それぞれに定める期間が経過する日までの間、その保存期間を延長するものとする。この場合において、該当する行政文書が他にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、その保存期間を延長すること。

ア～エ [略]

オ 開示、訂正又は利用停止請求があったもの 個人情報保護条例第18条、第29条又は第37条の決定の日の翌日から起算して1年間

(5)～(8) [略]

(個人情報の収集)

第18条 実施機関は、個人情報保護条例第4条第2項の規定により本人から直接に個人情報を収集する場合には、次に掲げる事項を口頭又は書面によって通知し、本人の同意を得なければならない。

(1) [略]

(2) 収集目的

(3) 個人情報保護条例に基づき保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を要求することができるものであること。

(4) [略]

に関する統一的な基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 第2号の規定にかかわらず、同号に規定する保存期間の満了する日後においても、次に掲げる行政文書については、それぞれに定める期間が経過する日までの間、その保存期間を延長するものとする。この場合において、該当する行政文書が他にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、その保存期間を延長すること。

ア～エ [略]

オ 開示、訂正又は利用停止請求があったもの 法第82条、第93条又は第101条の決定の日の翌日から起算して1年間

(5)～(8) [略]

(個人情報の収集)

第18条 実施機関は、法第62条の規定により本人から直接に個人情報を収集する場合には、次に掲げる事項を口頭又は書面によって通知し、本人に明示しなければならない。

(1) [略]

(2) 利用目的

(3) 法に基づき保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を要求することができるものであること。

(4) [略]

(外部への提供)

第20条 [略]

2 実施機関は、当該実施機関の事務に係る個人情報ファイルを実施機関以外の者に提供するときは、契約を締結しなければならない。この場合において、契約書等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者の協定書、請書その他これらに類するものを含む。以下この条において同じ。）に次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(1)～(9) [略]

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を締結することを要しない。

(1) 個人情報保護条例第5条第2項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当する場合

(2) 広聴広報業務の一環として、広く市民に情報を提供する場合

(事務処理の委託に係る義務)

第22条 個人情報保護条例第10条第1項に規定する個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者又は個人情報を取り扱う事務を行う指定管理者（以下「事務受託者」という。）に対する実施機関の措置は、次のとおりとする。

(1) [略]

(外部への提供)

第20条 [略]

2 実施機関は、法第69条第2項第3号又は第4号の規定に基づき当該実施機関以外の者（市の実施機関を除く。）に保有個人情報を提供するときは、次に掲げる事項を規定した書面を取り交わすものとする。

(1)～(9) [略]

(事務処理の委託に係る義務)

第22条 法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による個人情報の取扱いの委託を受けた者又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定にする指定管理者（以下「業務受託者」という。）に対する実施機関の措置は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 業務受託者が業務における個人情報の取扱いに係る管理

(2) 事務受託者が法令並びに契約書及び協定書を遵守するよう指揮監督し、必要に応じて事務の履行状況を実地において確認すること。

(3) 事務受託者に事務の処理の再委託を認めるときは、情報の保護及び管理に関し優れた者を選定するよう指示すること。

(4) 事務受託者に事務の処理の再委託を認めるときは、再委託を受けた者についても当該事務受託者と同等の保護対策を講じさせなければならない旨を指示すること。

2 実施機関は、事務受託者に個人情報を取り扱う事務の処理を委託するときは、契約書等に次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

責任者及び業務に従事する者を定め、書面により実施機関に報告をさせること。

(3) 業務受託者が法令及び契約書又は協定書（以下「契約書等」という。）を遵守するよう指揮監督し、必要に応じて業務の履行状況を実地において確認すること。

(4) 業務受託者に業務の再委託を認めるときは、個人情報の保護及び管理に関し優れた者を選定するよう指示すること。

(5) 業務受託者に業務の再委託を認めるときは、再委託を受けた者についても当該業務受託者と同等の保護対策を講じさせなければならない旨を指示すること。

2 実施機関は、業務受託者に個人情報を取り扱う業務を委託するときは、契約書等に次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 個人情報の秘密保持に関する事項

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 個人情報の安全管理措置に関する事項

(8) [略]

(9) 実地調査に関する事項

(10) [略]

3 実施機関は、再委託を認めるときは、前項に定めるもののほか、再委託を受けた者が個人情報の取扱いに関し事務受託者と同一の事項を遵守しなければならない旨を契約書等に規定しなければならない。

(個人情報ファイル)

第24条 個人情報保護条例第11条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の開始年月日
- (2) 個人情報の保存期間
- (3) 個人情報の保有根拠
- (4) 個人情報の業務委託の有無及び内容
- (5) 個人情報の本人公開の可否
- (6) 変更年月日及び変更理由（変更の届出に限る。）

2 個人情報保護条例第11条第1項に規定する届出は、次の各

3 実施機関は、再委託を認めるときは、前項に定めるもののほか、再委託を受けた者が個人情報の取扱いに関し業務受託者と同一の事項を遵守しなければならない旨を契約書等に規定しなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定により業務受託者が取り扱う個人情報は、委託する業務に必要な範囲で最小限にするものとし、必要に応じて、特定の個人を識別できる記載の全部又は一部を削除する等の措置を講じなければならない。

5 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を法第67条に規定する派遣労働者に行わせる場合には、同条に規定する個人情報の取扱いに関する事項を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条に規定する労働者派遣契約において定めなければならない。

(個人情報ファイル簿)

第24条 法第75条の個人情報ファイル簿は、別記様式によるものとする。

2 情報セキュリティ管理者は、所管する前項の個人情報ファイル簿を備えて、保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について確認しなければならない。

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書兼目録により行うものとする。

(1) 新たに個人情報ファイルを保有しようとするとき 個人情報ファイル届出書兼目録（様式第1号）

(2) 届け出た個人情報ファイルの事項を変更しようとするとき 個人情報ファイル変更届出書兼目録（様式第2号）

（議会の適用における読替え）

第24条の2 実施機関が議会の場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------------|--|--|
| <u>第3条第2項</u> | <u>法</u> | <u>議会条例</u> |
| <u>第10条第2号</u> | <u>法</u> | <u>議会条例</u> |
| <u>第13条第4号</u> | <u>法第82条、第93条 又は第101条</u> | <u>議会条例第24条、 第34条又は第41条</u> |
| <u>第18条</u> | <u>法第62条</u> | <u>議会条例第5条</u> |
| | <u>法に基づき</u> | <u>議会条例に基づき</u> |
| <u>第20条第2項</u> | <u>法第69条第2項第 3号又は第4号</u> | <u>議会条例第12条第 2項第3号又は第 4号</u> |
| <u>第22条第1項</u> | <u>法第66条第2項に おいて準用する同 条第1項</u> | <u>議会条例第9条第 2項において準用 する同条第1項</u> |
| <u>第22条第5項</u> | <u>法第67条</u> | <u>議会条例第10条</u> |
| <u>第24条第1項</u> | <u>法第75条</u> | <u>議会条例第17条</u> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 1 号を次のように改める。

別記様式（第24条関係）

個人情報ファイル簿

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| 整理番号 | | |
| 個人情報ファイルの名称 | | |
| 実施機関の名称 | | |
| 所掌する部課等の名称 | | |
| 利用目的 | | |
| 記録項目 | | |
| 記録範囲 | | |
| 収集方法 | | |
| 要配慮個人情報の有無 | | |
| 経常的提供先 | | |
| 開示請求等を受ける組織の名称 及び所在地 | (名称) | |
| | (所在地) | |
| 訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手續等 | | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | 政令第21条第7項に該当す るファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) | |
| 摘要 | | |

様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に個人情報の取扱いの委託（指定管理を含む。）を受けているものに係るこの規則による改正後の第22条の規定は、この規則の施行の日以後の個人情報の取扱いについて適用する。